

<推薦状ガイドライン>

投稿規程第2条(5)号に定める者が応募する際に推薦者が付する推薦状には、次の項目を含むこと。

- ・当該論文を大学紀要に掲載すべき価値
- ・PD 研究員・研究補助員・共同研究員の場合：当該原稿を投稿することにより、プロジェクトや本来の職務に支障なきこと
- ・客員研究員・招聘研究員の場合：当該原稿を他の学会誌や本務機関の紀要ではなく、本学の大学紀要に刊行する必要性